

### 固定資産の縦覧・閲覧で資産の確認を

令和7年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳が閲覧できます。この機会に確認してください。**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

納税者が、他の土地や家屋との比較により、自己の土地や家屋の評価が適正かを判断できる制度です。期間中は、市内の土地や家屋の評価額を記載した縦覧帳簿を無料で確認できます。

#### 固定資産課税台帳の閲覧

自身が所有する固定資産課税台帳の評価額などを確認できる制度です。期間中は、市内に所在する土地・家屋を所有者ごとにまとめた「名寄帳」を無料で閲覧できます。また、借地・借家人については、対象となる物件のみ閲覧できます。

#### 縦覧・閲覧できる人

- 納税義務者本人
- 納税管理者
- 納税義務者の代理人
- 借地・借家人など
- 縦覧・閲覧に必要なもの
- マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類

#### 特別障害者手当

**対象** 20歳以上で著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の人

- ※おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度の障害が重複する人、著しく重度の精神障害がある人、難病の人など
- ※施設に入所中の入所中の人、病院などに3カ月を超えて入院している人、本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている人は受給できません。

#### 障害児福祉手当

**対象** 20歳未満で重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の人

- ※施設に入所中の入所中の人、本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている人、障害を理由とする公的年金を受給している人は受給できません。

#### 市民生活福祉課

☎(22)1340

### 子育て世代の保護者の経済的負担を軽減するための、子ども誕生時と小学校入学時に、支援金を支給します。

**出生祝い金** 生まれた子どもの住

- 委任状(代理人の場合)
- 賃貸借契約書(借地・借家人の場合)

#### 縦覧・閲覧期間

6月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分

#### 縦覧・閲覧場所

- 総務部税務課
- 各総合支所市民サービス課

#### 総務部税務課

☎(22)1121



### クーリングシェルターを開放します

県内で熱中症特別警戒情報が発表された際に、市が指定する施設をクーリングシェルター(涼める場所)として開放します。

また、一部施設は、熱中症特別警戒情報の発表がないときでも、涼める場所として利用できます。

- 開放期間** 4月23日(水)～10月22日(水)
- 指定施設**
- 市役所
- 各総合支所
- 市消防庁舎

- 市立図書館
- 栗原文化会館
- 若柳公民館
- 細倉メインパーク
- 志波姫公民館
- くりはら交流プラザ(エポカ21)
- くりこま高原駅オアシスセンター
- 栗駒山麓シオパークビジターセンター
- 栗原市サンクチュアリセンター(つぎだて館(昆虫館))
- 宮城県栗原合同庁舎
- 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
- 株式会社大林土建大目暗渠工事現場休憩所(若柳)
- 株式会社大林土建稲屋敷付帯工事現場休憩所(栗駒)
- ヨークベニマル栗原店
- やまと在宅診療所栗原(築館)
- 一樹新生薬局(栗駒)
- ウジエスパー築館店
- ウジエスパー若柳店
- ウジエスパー栗駒店
- イオンスーパーセンター栗原志波姫店

#### 注意事項

- 施設ごとに開放日時が異なります。詳しくは、市ウェブサイトを確認いただくか、各施設に問い合わせください。

所が市内にあり、子どもが生まれる6カ月以上前から市内に住所がある保護者

#### 支給額

- 第3子まで 5万円
- 第4子 10万円
- 第5子以降 20万円

#### 申請期限

子どもの出生から1年以内

#### 入学祝い金

**対象** 市内に住所がある第3子以降の子どもが、令和7年度に小学校に入学し、市内に住所がある保護者

#### 支給額

10万円

#### 申請期限

令和8年3月31日(火)

#### 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、各総合支所市民サービス課に提出してください。

#### 市民生活福祉課

☎(22)2360



### 小学校入学支援事業補助金

第3子以降の小学校入学時にかかる、学用品などの購入

- 各施設のルールを守って利用してください。
- 飲食物は、各自用意してください。
- 利用者による施設内の温度調整はできません。

**対象施設の目印** 対象施設には、次のマークを掲示しています。



#### 市民生活部環境課

☎(22)3350

### (特別)児童扶養手当、特別障害者手当などの手当額について

2024年全国消費者物価指数の実績値(対前年比2.7パーセント増)を受け、令和7年度の児童扶養手当、特別児童扶養手当および特別障害者手当などの支給額(月額)を、次のとおり変更します。

- ①児童扶養手当**
- 本体額
- 全部支給 4万6690円
- 一部支給 1万1010円～4万6680円

- 2人目以降
- 全部支給 1万1030円
- 一部支給 5520円～1万1020円

#### ②特別児童扶養手当

1級 5万6800円

2級 3万7830円

#### ③特別障害者手当

2万9590円

#### ④障害児福祉手当

1万6100円

#### ⑤福祉手当(経過措置分)

1万6100円

※①、②は子育て支援課、③～⑤は社会福祉課に問い合わせください。

#### 市民生活福祉課

☎(22)2360

#### 市民生活福祉課

☎(22)1340



### 特別障害者手当・障害児福祉手当の申請

各手当を受給するには、申請して認定を受ける必要があります。申請方法など詳しくは、問い合わせください。

### 市設置型浄化槽事業

生活環境の向上や河川などの水質改善のため、浄化槽の設置を進めています。

#### 事業の概要

市が浄化槽を設置し、維持管理(保守点検、清掃、法定検査および修繕)を行います。

#### 対象区域

下水道事業全体計画および農業集落排水事業計画以外の区域

#### 使用者の負担

#### 受益者分担金

10人槽まで 18万円

11人槽以上 市長が別に定める額

#### 使用料(1カ月あたり)

基本使用料 1980円

※10立方メートルまで

超過使用料 1立方メートルにつき209円から

#### その他

プロワの電気料金や、浄化槽以外の排水管の工事などは、使用者の負担です。

#### 申請期限

5～7人槽 12月5日(金)

10人槽 11月14日(金)

11～50人槽 8月29日(金)

51～100人槽 6月27日(金)

※申請方法など詳しくは、問い合わせください。

#### 市民生活福祉課

☎(42)1133

☎(42)1133